

令和8年8月7日

会員事業所 各位

一般社団法人兵庫県LPガス協会
会長 橋 本 雅 彦

令和8年熊本地震の発生を受けた対応について（依頼）【その2】

平素より協会事業に格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記のことについては、令和8年7月31日付けで依頼をしたところです。

【7/31付の添付資料：今回は未添付】 ※HPでも公開中
全国LPガス協会 令和8年7月29日付 全L協保安・業務G8第95号
添付「経済産業省 令和8年7月29日付 20260729保局第1号」

このたび、同地震において発生した「大型ショッピングモールでの爆発事故」について、「LPガスが原因の可能性が高い」との調査結果を受けて、再度、経済産業省から全国LPガス協会を通じて、以下のとおり通知が発出されました（8月6日付け 別添資料）。

ついては、会員事業所におかれましては、同通知の趣旨を踏まえて対応していただきますようお願いいたします。

【経済産業省からの要請事項】

1. LPガス供給設備等の点検の実施及び一般消費者等への注意喚起

第一種保安物件に対するLPガスの供給設備及び消費設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。加えて、一般消費者等に対して、地震発生後におけるガス設備の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いします。

※「第一種保安物件」の定義については、別添「全国LPガス協会通知」を参照

2. ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

3. 保安業務の実施体制等の再確認

1. の点検において確認された設備の破損、不具合その他異常の兆候に関する情報について、調査・点検の実施状況及びその結果を含め、販売事業者の業務主任者等へ適切に報告・共有される体制が確保されているか、改めて確認をお願いします。あわせて、組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

加えて、令和8年7月31日付け文書でも依頼しているとおり、消費者からの問い合わせ等に対しては、「LPガスは適正な使用のもとでは安全に使っていただける」ことについて、丁寧に説明をしていただくよう、重ねてお願いします。

なお、大型ショッピングモールでの爆発事故に関して、今後、詳細な原因が明らかになることで、さらなる対応や対策が必要となることも想定されますので申し添えます。

添付資料：全国LPガス協会 令和8年8月6日付 全L協保安・業務G8第108号
添付「経済産業省 令和8年8月5日付 20260805保局第1号」